

資料 1 - 4

平成27年度介護保険サービス事業者集団指導次第

日時 平成28年1月21日(木) 9:30~11:30
平成28年1月21日(木) 14:00~16:00
場所 WEST19 講堂
(札幌市中央区大通西19丁目 5階)

1 開会

2 挨拶 (5分)

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長 中田 稔
9:30~9:35 14:00~14:05

3 説明事項

(1) 実地指導の結果を踏まえた留意事項等について (85分)

担当：介護保険課事業指導係 担当者

9:35~11:00 14:05~15:30

(2) 介護労働者の労働条件 (15分)

講師：札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署監督官

11:00~11:15 15:30~15:45

(3) 新総合事業への移行に関すること (15分)

担当：認知症支援・介護予防担当課介護予防担当係 担当者

11:15~11:30 15:45~16:00

4 閉会

実地指導の結果を踏まえた留意事項等について

本資料において、特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

《実地指導とは》

札幌市における実地指導方針

※札幌市介護保険施設等指導監査要綱（札幌市平成 27 年 4 月改訂）

事業者に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

実地指導の主な内容

※介護保険施設等実地指導マニュアル（厚生労働省平成 22 年 3 月改訂版）

1. 運営指導

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解、防止のための取り組みの促進について指導する。
- ・利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるとのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアを推進するよう指導する。

2. 報酬請求指導

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・一連のケアマネジメントプロセスにもとづいたサービス提供
- ・他職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているか、ヒアリングにより確認し、不適切な請求の防止とより良いケアへの質の向上を目的とする指導を実施する。

※著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正に確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更する。

《高齢者虐待防止に関する取組について》

近年、マスコミ報道等であるとおり、高齢者住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）において、入居者に対する虐待行為や重大な事故が明らかになっていきます。

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成18年4月1日施行)

「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋)

○高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- ・養介護施設従事者等の研修を実施すること
- ・利用者や家族からの苦情の処理の体制を整備すること
- ・その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること

例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第 21 条）～養介護施設従事者等～

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない
- ・養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/list.html?center=3>

※養護者による高齢者虐待については、リーフレット（資料 1－7）をご参照ください。

《全サービス共通》

内容及び手続きの説明及び同意

- ×居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかの重要事項説明書しか作成していない。
- ×重要事項説明書に必要な項目が漏れている。

- ・居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、いずれかの重要事項説明書しか作成していない事例が確認されたので、両方の重要事項説明書（一体となったものでも可）を作成するよう指導しました。
- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護員等の勤務体制（管理者の兼務関係、職務内容や資格を含む）、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。
- ・重要事項説明書については、実地指導時に誤字・脱字や記載漏れのある事例が散見されておりますので、作成・変更時は注意してください。

受給資格等の確認

- ×サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。
- ×サービスの提供を継続している間に、被保険者証の有効期限が満了したが、更新された被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。

- ・利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が確認されたので指導しました。
- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。また、被保険者証の確認は、認定更新後にも改めて確認する必要があります。
- ・被保険者証については、必ずしも写しを取る必要はありませんが、その場合はいつ確認を行ったのか記録を残すことが必要です。

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- ×居宅介護支援事業所からケアプランを受け取っておらず、口頭の確認のみで介護サービ

ス計画を作成している。

×ケアプランの内容を確認せず、サービス担当者会議での検討結果をもとに計画を作成し、サービス提供をしていた。

×利用者の要請により、ケアプランとは若干内容が異なるサービス提供をしていた（例：訪問介護での入浴介助における全身浴⇒部分浴）。

- ・ケアプランを確認せずに、介護サービス計画を作成しサービス提供を行っている事例を確認したため、指導しました。
- ・事業者は、ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス提供を行わなければなりません。ケアプランに位置付けられていないサービス提供を行った場合には、介護報酬の請求はできません。実地指導等で確認された場合は、過誤調整等返戻の対象となることがありますので、注意してください。
- ・サービス提供の曜日や時間帯の変更等軽微な変更であれば、ケアマネジャーからの指示により事業所でケアプランの手書き修正が可能な場合がありますが、その際にはケアマネジャーから指示があった旨の記録を残してください。
- ・ケアプランにおける短期目標の期間が終了しているが、新しいケアプランの内容を確認しないままサービス提供を継続していた事例も散見されました。短期目標が終了した場合は、早急に居宅介護支援事業所へ連絡を取り、新しいケアプランの内容を確認してください。

自己評価

×自ら提供するサービスの質の評価を行っていない。

×基準に関する自己点検シートを確認することで自己評価を実施しているものとしている。

×自ら提供するサービスの質の評価は行われているが、その結果を踏まえて改善が図られていない。

- ・自ら提供しているサービスの質の評価を行っていない事例が確認されたので、チェック表等を活用し、自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図るよう指導しました。
- ・自己点検シートを実施することをもって、自己評価を実施しているものとしている事業所が散見されますが、自己点検シートは最低限の基準を守っているに過ぎず、ここで言うサービスの質の評価を行っているとはみなされません。
- ・自己評価を行うのみに留まり、その結果を踏まえてサービスの質の向上を図っていない事例も散見されました。評価を行うだけでなく、その結果を分析し、サービスの質の向上に繋がる取り組みを行ってください。

緊急時等の対応

(訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援を除く)

×ケアマネジャーの判断を仰ぐために時間を要し、救急車を呼ぶまでに相当以上の時間が経過していた。

×契約時に利用者の主治の医師（以下、主治医）を確認していない。

- ・サービス提供時に利用者の病状が急変した場合など、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じてください。
- ・緊急時に速やかな対応が可能となるよう契約時に利用者の主治医を確認してください。
- ・万が一主治医等を確認し忘れていた等の場合は、マニュアル等に捉われず、速やかに救急車を要請する等の適切な対応をしてください。

【参考】

- ・救急車適正利用：<http://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/tekisei/tekisei.html>
- ・救急安心センターさっぽろ：<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/qq7199/naiyou.html>

運営規程

×運営規程に掲げるべき項目が抜けている。

×サービスの種別ごとに、それぞれの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていない。

- ・運営規程に「定めておかなければならない」項目（事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、サービス内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、緊急時の対応等）が定められていない事例が確認されたため、定めるよう指導しました。
- ・適正な運営・利用者に対する適切なサービスの提供の確保のために、サービス種別ごとに必要な項目を運営規程に定めることが必要です。

勤務体制の確保等

×毎月の勤務表を作成していない。

×勤務シフトのみ作成し、勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていない。

×基準とは異なる名称の職種を勤務表に表記している（生活相談員を「計画作成責任者」、介護支援専門員を「社会福祉士」等と表記する等。）。

- ×派遣職員が利用者に直接かかわる業務に従事しているが、勤務表に記載されていない。
- ×従業者の資質向上のための研修計画を作成していない。また、研修の記録を保存していない。

- ・従業者の勤務の体制を定めずに運営している事例が確認されたため、指導しました。
- ・事業者は利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成する必要があります。勤務表を作成する際には、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。
※「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。また、「専従」とは原則としてサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ・研修を実施していますが、研修計画を作成していない事業所や研修の記録を保存していない事業所が確認されたため、指導しました。
- ・事業者は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。また、研修を実施したとしても、実施した根拠となる記録がなければ実施の有無を確認できません。そのため、記録を残すことも必要です。
- ・研修の実施は一部の加算の算定要件ともなるため、計画的な実施を心がけてください。

衛生管理等

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

- ×事業所の設備、備品、職員の健康状態についての管理や感染症のまん延を防ぐための措置を講じていない。
- ×衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない。

- ・衛生管理に関する必要な措置を講じていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態、設備備品の衛生的な管理や、感染症のまん延を防ぐための必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ・衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない事業所が確認されました。
- ・マニュアルを策定しているが、職員がマニュアルの存在を知らなければ、実効性はありません。本項目に限ったことではありませんが、マニュアルについては全職員に周知するようにしてください。

揭示

×運営規程（重要事項説明書に記載しなければならない項目の一部が抜けているもの）のみを掲示していた。

×掲示が必要な重要事項を、職員の事務室内の見えにくい場所に掲示していた。

- ・事業者は、事業所内の見やすい場所に「運営規程の概要」、「勤務の体制」、「その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を掲示する必要があります。運営規程にこれらの事項が網羅されていれば問題ありませんが、記載していない事項がある場合は、「重要事項説明書」を併せて掲示する等し、必要な事項を漏れなく掲示してください。
- ・掲示が必要な事項については、事務室などの専ら職員が出入りするスペースではなく、玄関等の利用者や家族が見ることのできるスペースに掲示してください。
- ・重要事項説明書等が利用者の手で自由に取られる状態になっていれば、必ずしも壁に貼り付ける必要はありません。

秘密保持等

×業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、従業者が退職後においても漏らすことのないよう取り決めをしていない。

×利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の文書同意は得ていたが、利用者家族の文書同意を得ていない。

- ・従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後においても漏らすことがないよう取り決めをしていない事例を確認したため、指導しました。
- ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはなりません。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、事業者は従業員とあらかじめ誓約書を取り交わす等必要な措置を講じなければなりません。加えて、雇用時に、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を検討してください。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の文書同意が必要であり、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の文書同意が、あらかじめ必要となります。

そのため、同意書の同意欄は、「利用者」欄と「家族」欄の両方が必要となります（「代理人」欄はあくまでも利用者の代理人ですので、「家族」の同意として認められません。）。

広告

- ×暗に併設事業所を利用しなければならないと解釈できる表現が記載されている（「併設する訪問介護事業所からヘルパーが派遣されます」等）。
- ×サービス提供が受けられる利用者を限定しているかのような記載をしている（「65歳以上の方のみ」等、第2号被保険者を考慮していないなど）。

- ・事業所の広告に虚偽又は誇大なものと受け止められる記載があったため指導しました。
- ・事業所について広告をする場合はその内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。利用者に不利益となるような記載誤りも虚偽又は誇大と判断する場合があります。
- ・利用者にとって誤解の生じる記載とならないように注意してください。

苦情処理

- （居宅介護支援、介護予防支援を除く）
- ×「サービスの提供の記録」には、サービス提供中に利用者から苦情を受けた旨記載されていたにも関わらず、当該苦情の内容を記録に残していない。
- （居宅介護支援、介護予防支援のみ該当）
- ×ケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情を記録していない。

- ・事業所において苦情を受け付けているにも関わらず、記録を残していない事例が確認されたので指導しました。
- ・利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、その記録を2年間保存しなければなりません。
- ・居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に関しては、自ら提供した居宅介護支援（介護予防支援）の苦情だけでなく、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス（指定介護予防サービス）等に対する苦情についても同様に、記録・保存をしなければなりません（支援経過記録への記載のみではなく、苦情処理の記録として別途作成し保存する必要があります）。

事故発生時の対応

- ×札幌市へ報告を要する事故があったにも関わらず、札幌市への事故報告がされていない。
- ×事故記録について、事故の事実経過、事故の原因分析及び今後の改善策等について記録されていない。
- ×利用者が服薬すべきタイミングで服薬できなかった事例（服薬漏れ）について、事故報

告としての報告がされていない。

- ・札幌市への事故報告を要する事故があったにも関わらず、事故報告書が提出されていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・「札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱」の定めに従い、札幌市へ報告すべき事故については、事故報告書を提出しなければなりません。
- ・事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録してください。
- ・服薬漏れも誤薬に含まれるため、事故報告書の提出が必要となります。

会計の区分

- ×事業所ごと、サービス種類ごとに事業の会計が区分されていない。
- ×収入については、事業ごとに会計が区分されているが、支出については、会計が区分されていない。

- ・事業所ごと又はサービス種別ごとに会計が区分されていなかったため指導しました。
- ・会計の区分は、収入だけではなく、人件費・光熱水費等の支出についても、行ってください。その際は、実態に即した合理的な按分方法で会計を区分してください。

記録の整備

- ×1年を経過したケアプラン等について、既に廃棄してしまった。

- ・書類ごとに定められている保存期間を守っていなかったため指導しました。
- ・保存期間の定めは次のとおりです。

書類	札幌市条例	厚生労働省令
介護計画	完結の日から2年を経過した日 <u>又は当該記録に係る介護給付が</u>	完結の日から2年を経過した日
サービス提供記録	<u>あった日から5年を経過した日</u> <u>のいずれか遅い日</u>	
市町村への通知に係る記録	完結の日から2年を経過した日	
苦情の内容等の記録		
事故の状況及び処置の記録		

- ・札幌市の条例は、厚生労働省令よりも厳しい基準になっていますのでご注意ください。
- ・完結の日とは、契約が終了した日を指します。

- ・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・・・札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- △・・・札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ▲・・・札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ◇・・・札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

内容及び手続の説明及び同意

- (介護予防) 訪問介護：○第9条、○第284条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問入浴：○第59条（第9条準用）、○第296条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問看護：○第79条（第9条準用）、○第306条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第89条（第9条準用）、○第313条（第9条準用）
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第98条（第9条準用）、○第319条（第9条準用）
- (介護予防) 通所介護：○第113条（第9条準用）、○第120条、○第327条（第9条準用）
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第146条（第9条準用）、○第338条（第9条準用）
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第152条、○第181条（第152条準用）、○第349条（第152条準用）、○357条（第152条準用）
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第204条（第152条準用）、○第216条（第152条準用）、○第369条（第152条準用）、○第376条（第152条準用）
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第221条、○第243条、○第386条（第221条準用）、○第396条（第243条準用）
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第263条（第9条準用）、○第403条（第9条準用）
- 特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第9条準用）、○第413条（第9条準用）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第10条
- 夜間対応型訪問介護：●第60条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第81条（第10条準用）、●第215条（第10条準用）
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第109条（第10条準用）、●第226条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第129条（第10条準用）、●第238条（第10条準用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：●第134条
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第10条準用）
- ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第10条準用）
- 看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第10条準用）
- 介護老人福祉施設：□第6条、□第54条（第6条準用）
- 介護老人保健施設：■第6条、■第43条（第6条準用）

介護療養型医療施設：△第7条、△第54条（第7条準用）

居宅介護支援：▲第7条

介護予防支援：◇第7条

受給資格等の確認

（介護予防）訪問介護：○第12条、○第284条（第12条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第59条（第12条準用）、○第296条（第12条準用）

（介護予防）訪問看護：○第79条（第12条準用）、○第306条（第12条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第89条（第12条準用）、○第313条（第12条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第98条（第12条準用）、○第319条（第12条準用）

（介護予防）通所介護：○第113条（第12条準用）、○第131条（第12条準用）、○第327条（第12条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第146条（第12条準用）、○第338条（第12条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第168条（第12条準用）、○第181条（第12条準用）○第349条（第12条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第204条（第12条準用）、○第216条（第12条準用）○第369条（第12条準用）、
○第376条（第12条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第237条（第12条準用）、○第248条（第12条準用）、○第386条（第12条準用）○第396条（第12条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第263条（第12条準用）、○第403条（第12条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第12条準用）、○第413条（第12条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第13条

夜間対応型訪問介護：●第60条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第81条（第13条準用）、●第215条（第13条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第109条（第13条準用）、●第226条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第129条（第13条準用）、●第238条（第13条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第150条（第13条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第13条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第13条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第13条準用）

介護老人福祉施設：□第9条、□第54条（第9条準用）

介護老人保健施設：■第9条、■第53条（第9条準用）

介護療養型医療施設：△第10条、△第54条（第10条準用）

居宅介護支援：▲第10条

介護予防支援：◇第10条

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

（介護予防）訪問介護：○第17条、○第282条

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 17 条準用)、○第 296 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 17 条準用)、○第 306 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 17 条準用)、○第 313 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 17 条準用)、○第 319 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 17 条準用)、○第 131 条 (第 17 条準用)、○第 327 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 17 条準用)、○第 338 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 17 条準用)、○第 181 条 (第 17 条準用)、○第 349 条 (第 282 条準用)、
第 357 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 17 条準用)、○第 216 条 (第 17 条準用)、○第 369 条 (第 282 条準用)、
第 376 条 (第 282 条準用)
(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 17 条準用)、○第 403 条 (第 282 条準用)
特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 17 条準用)、○第 413 条 (第 282 条準用)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 18 条
夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 18 条準用)
(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 18 条準用)、●第 214 条

自己評価

(介護予防) 訪問介護：○第 23 条、○第 285 条
(介護予防) 訪問入浴：○第 53 条、○第 297 条
(介護予防) 訪問看護：○第 71 条、○第 307 条
(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 84 条、○第 314 条
(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 94 条、○第 320 条
(介護予防) 通所介護：○第 104 条、○第 131 条 (第 104 条準用)、○第 328 条
(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 139 条、○第 339 条
(介護予防) 短期入所生活介護：○第 155 条、○第 174 条、○第 350 条、○第 359 条 (第 350 条準用)
(介護予防) 短期入所療養介護：○第 194 条、○第 209 条、○第 370 条、○第 379 条 (第 370 条準用)
(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 226 条、○第 248 条 (第 226 条準用)、○第 387 条、○第 398 条 (第 387 条
準用)
(介護予防) 福祉用具貸与：○第 254 条、○第 404 条
特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 254 条準用)、○第 414 条
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 24 条
夜間対応型訪問介護：●第 51 条
(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 70 条、●第 216 条
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 92 条、●第 227 条
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 118 条、●第 239 条
地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 139 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 159 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 184 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 198 条

介護老人福祉施設：□第 15 条、□第 47 条

介護老人保健施設：■第 15 条、■第 46 条

介護療養型医療施設：△第 16 条、△第 47 条

居宅介護支援：▲第 15 条

介護予防支援：◇第 32 条

緊急時等の対応

(介護予防) 訪問介護：○第 28 条、○第 284 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 55 条、○第 296 条 (第 55 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 76 条、○第 306 条 (第 76 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 28 条準用)、○第 125 条、○第 327 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 28 条準用)、○第 338 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 163 条、○第 181 条 (第 163 条準用) ○第 349 条 (第 163 条準用)、○第 357 条 (第 163 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 55 条準用)、○第 248 条 (第 55 条準用)、○第 386 条 (第 55 条準用)、○第 396 条 (第 55 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 30 条

夜間対応型訪問介護：●第 54 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 54 条準用)、●第 215 条 (第 54 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 100 条、●第 226 条 (第 100 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 100 条準用)、●第 238 条 (第 100 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 100 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 202 条

運営規程

(介護予防) 訪問介護：○第 30 条、○第 284 条 (第 30 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 57 条、○第 296 条 (第 57 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 77 条、○第 306 条 (第 77 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 87 条、○第 313 条 (第 87 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 96 条、○第 319 条 (第 96 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 107 条、○第 127 条、○第 327 条 (第 107 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 143 条、○第 338 条 (第 143 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 164 条、○第 178 条、○第 349 条 (第 164 条準用)、○第 357 条 (第 178 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 201 条、○第 213 条、○第 369 条 (第 201 条準用)、○第 376 条 (第 213 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 232 条、○第 245 条、○第 386 条 (第 232 条準用)、○第 396 条 (第 245 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 257 条、○第 403 条 (第 257 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 257 条準用)、○第 413 条 (第 257 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 32 条

夜間対応型訪問介護：●第 56 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 74 条、●第 215 条 (第 74 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 101 条、●第 226 条 (第 101 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 123 条、●第 238 条 (第 123 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 146 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 170 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 188 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 101 条準用)

介護老人福祉施設：□第 28 条、□第 54 条 (第 28 条準用)

介護老人保健施設：■第 28 条、■第 50 条

介護療養型医療施設：△第 27 条、△第 51 条

居宅介護支援：▲第 21 条

介護予防支援：◇第 20 条

勤務体制の確保等

(介護予防) 訪問介護：○第 32 条、○第 284 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 32 条準用)、○第 296 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 32 条準用)、○第 306 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 32 条準用)、○第 313 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 32 条準用)、○第 319 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 108 条、○第 131 条 (第 108 条準用)、○第 327 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 108 条準用)、○第 338 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 108 条準用)、○第 179 条、○第 349 条 (第 108 条準用)、○第 357 条 (第 179 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 108 条準用)、○第 214 条、○第 369 条 (第 108 条準用)、○第 376 条 (第 214 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 233 条、○第 248 条 (第 233 条準用)、○第 386 条 (第 233 条準用)、○第 396 条 (第 233 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 258 条、○第 263 条 (第 108 条第 1 項及び第 2 項準用)、○第 403 条 (第 108 条及び第 258 条準用)

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項及び第 258 条準用）、○第 413 条（第 108 条及び第 258 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 33 条

夜間対応型訪問介護：●第 57 条

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 75 条、●第 215 条（第 75 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 75 条準用）、●第 226 条（第 75 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 124 条、●第 238 条（第 124 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 147 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 171 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 189 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 75 条準用）

介護老人福祉施設：□第 29 条、□第 54 条（第 29 条準用）

介護老人保健施設：■第 29 条、■第 51 条

介護療養型医療施設：△第 28 条、△第 52 条

居宅介護支援：▲第 22 条

介護予防支援：◇第 21 条

衛生管理等

（介護予防）訪問介護：○第 33 条、○第 284 条（第 33 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 33 条準用）、○第 296 条（第 33 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 33 条準用）、○第 306 条（第 33 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 33 条準用）、○第 313 条（第 33 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 33 条準用）、○第 319 条（第 33 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 111 条、○第 131 条（第 111 条準用）、○第 327 条（第 111 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 144 条、○第 338 条（第 144 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 111 条準用）、○第 181 条（第 111 条準用）、○第 349 条（第 111 条準用）、○第 357 条（第 111 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 144 条準用）、○第 216 条（第 144 条準用）、○第 369 条（第 144 条準用）、○第 376 条（第 144 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 111 条準用）、○第 248 条（第 111 条準用）、○第 386 条（第 111 条準用）、○第 396 条（第 111 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 260 条、○第 403 条（第 260 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 33 条準用）、○第 413 条（第 33 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 34 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 34 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 78 条、●第 215 条（第 78 条準用）

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 78 条準用)、●第 226 条 (第 78 条準用)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 78 条準用)、●第 238 条 (第 78 条準用)
地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 78 条準用)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 173 条
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 173 条準用)
看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 78 条準用)
介護老人福祉施設：□第 32 条、□第 54 条 (第 32 条準用)
介護老人保健施設：■第 32 条、■第 53 条 (第 32 条準用)
介護療養型医療施設：△第 31 条、△第 54 条 (第 31 条準用)
居宅介護支援：▲第 24 条
介護予防支援：◇第 23 条

揭示

(介護予防) 訪問介護：○第 34 条、○第 284 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 34 条準用)、○第 296 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 34 条準用)、○第 306 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 34 条準用)、○第 313 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 34 条準用)、○第 319 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 34 条準用)、○第 131 条 (第 34 条準用)、○第 327 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 34 条準用)、○第 338 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 34 条準用)、○第 181 条 (第 34 条準用)、○第 349 条 (第 34 条準用)、
○第 357 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 34 条準用)、○第 216 条 (第 34 条準用)、○第 369 条 (第 34 条準用)、
○第 376 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 34 条準用)、○第 248 条 (第 34 条準用)、○第 386 条 (第 34 条
準用)、○第 396 条 (第 34 条準用)
(介護予防) 福祉用具貸与：○第 261 条、○第 403 条 (第 261 条準用)
特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 261 条準用)、○第 413 条 (第 261 条準用)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 35 条
夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 35 条準用)
(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 35 条準用)、●第 215 条 (第 35 条準用)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 35 条準用)、●第 226 条 (第 35 条準用)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 35 条準用)、●第 238 条 (第 35 条準用)
地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 35 条準用)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 35 条準用)
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 35 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）
介護老人福祉施設：□第 34 条、□第 54 条（第 34 条準用）
介護老人保健施設：■第 34 条、■第 53 条（第 34 条準用）
介護療養型医療施設：△第 33 条、△第 54 条（第 33 条準用）
居宅介護支援：▲第 25 条
介護予防支援：◇第 24 条

秘密保持等

（介護予防）訪問介護：○第 35 条、○第 284 条（第 35 条準用）
（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 35 条準用）、○第 296 条（第 35 条準用）
（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 35 条準用）、○第 306 条（第 35 条準用）
（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 35 条準用）、○第 313 条（第 35 条準用）
（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 35 条準用）、○第 319 条（第 35 条準用）
（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 35 条準用）、○第 131 条（第 35 条準用）、○第 327 条（第 35 条準用）
（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 35 条準用）、○第 338 条（第 35 条準用）
（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 35 条準用）、○第 181 条（第 35 条準用）、○第 349 条（第 35 条準用）、
○第 357 条（第 35 条準用）
（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 35 条準用）、○第 216 条（第 35 条準用）、○第 369 条（第 35 条準用）、
○第 376 条（第 35 条準用）
（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 35 条準用）、○第 248 条（第 35 条準用）、○第 386 条（第 35 条準用）、
○第 396 条（第 35 条準用）
（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 35 条準用）、○第 403 条（第 35 条準用）
特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 35 条準用）、○第 413 条（第 35 条準用）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 36 条
夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 36 条準用）
（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 36 条準用）、●第 215 条（第 36 条準用）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 36 条準用）、●第 226 条（第 36 条準用）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 36 条準用）、●第 238 条（第 36 条準用）
地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 36 条準用）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 175 条
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 175 条準用）
看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）
介護老人福祉施設：□第 35 条、□第 54 条（第 35 条準用）
介護老人保健施設：■第 35 条、■第 53 条（第 35 条準用）
介護療養型医療施設：△第 34 条、△第 54 条（第 34 条準用）
居宅介護支援：▲第 26 条

介護予防支援：◇第 25 条

広告

(介護予防) 訪問介護：○第 36 条、○第 284 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 36 条準用)、○第 296 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 36 条準用)、○第 306 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 36 条準用)、○第 131 条 (第 36 条準用)、○第 327 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 36 条準用)、○第 181 条 (第 36 条準用)、○第 349 条 (第 36 条準用)、
○第 357 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 36 条準用)、○第 248 条 (第 36 条準用)、○第 386 条 (第 36 条準用)、○第 396 条 (第 36 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 36 条準用)、○第 403 条 (第 36 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 36 条準用)、○第 413 条 (第 36 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 37 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 37 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 37 条準用)、●第 215 条 (第 37 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 37 条準用)、●第 226 条 (第 37 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 37 条準用)、●第 238 条 (第 37 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 37 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 37 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 37 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 37 条準用)

介護老人福祉施設：□第 36 条、□第 54 条 (第 36 条準用)

居宅介護支援：▲第 27 条

介護予防支援：◇第 26 条

苦情処理

(介護予防) 訪問介護：○第 38 条、○第 284 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 38 条準用)、○第 296 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 38 条準用)、○第 306 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 38 条準用)、○第 313 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 38 条準用)、○第 319 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 38 条準用)、○第 131 条 (第 38 条準用)、○第 327 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 38 条準用)、○第 338 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 38 条準用)、○第 181 条 (第 38 条準用)、○第 349 条 (第 38 条準用)、
○第 357 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 38 条準用)、○第 216 条 (第 38 条準用)、○第 369 条 (第 38 条準用)、
○第 376 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 38 条準用)、○第 248 条 (第 38 条準用)、○第 386 条 (第 38 条
準用)、○第 396 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 38 条準用)、○第 403 条 (第 38 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 38 条準用)、○第 413 条 (第 38 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 39 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 39 条準用)、●第 215 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 39 条準用)、●第 226 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 39 条準用)、●第 238 条 (第 39 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 39 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 39 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 39 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 39 条準用)

介護老人福祉施設：□第 38 条、□第 54 条 (第 38 条準用)

介護老人保健施設：■第 37 条、■第 53 条 (第 37 条準用)

介護療養型医療施設：△第 36 条、△第 54 条 (第 36 条準用)

居宅介護支援：▲第 29 条

介護予防支援：◇第 28 条

会計の区分

(介護予防) 訪問介護：○第 41 条、○第 284 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 41 条準用)、○第 296 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 41 条準用)、○第 306 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 41 条準用)、○第 313 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 41 条準用)、○第 319 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 41 条準用)、○第 131 条 (第 41 条準用)、○第 327 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 41 条準用)、○第 338 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 41 条準用)、○第 181 条 (第 41 条準用)、○第 349 条 (第 41 条準用)、
○第 357 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 41 条準用)、○第 216 条 (第 41 条準用)、○第 369 条 (第 41 条準用)、
○第 376 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 41 条準用)、○第 248 条 (第 41 条準用)、○第 386 条 (第 41 条
準用)、○第 396 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 41 条準用)、○第 403 条 (第 41 条準用)

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 41 条準用）、○第 413 条（第 41 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 42 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 42 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 42 条準用）、●第 215 条（第 42 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 42 条準用）、●第 226 条（第 42 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 42 条準用）、●第 238 条（第 42 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 42 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 42 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 42 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 42 条準用）

介護老人福祉施設：□第 41 条、□第 54 条（第 41 条準用）

介護老人保健施設：■第 40 条、■第 53 条（第 40 条準用）

介護療養型医療施設：△第 39 条、△第 54 条（第 39 条準用）

居宅介護支援：▲第 31 条

介護予防支援：◇第 30 条

記録の整備

（介護予防）訪問介護：○第 42 条、○第 284 条（第 42 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 58 条、○第 296 条（第 58 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 78 条、○第 306 条（第 78 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 88 条、○第 313 条（第 88 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 97 条、○第 319 条（第 97 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 112 条、○第 130 条、○第 327 条（第 112 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 145 条、○第 338 条（第 145 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 167 条、○第 181 条（第 167 条準用）、○第 349 条（第 167 条準用）、○第 357 条（第 167 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 203 条、○第 216 条（第 203 条準用）、○第 369 条（第 203 条準用）、○第 376 条（第 203 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 236 条、○第 247 条、○第 386 条（第 236 条準用）、○第 396 条（第 247 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 262 条、○第 403 条（第 262 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 275 条、○第 413 条（第 275 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 43 条

夜間対応型訪問介護：●第 59 条

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 80 条、●第 215 条（第 80 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 108 条、●第 226 条（第 108 条準用）

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 128 条、●第 238 条 (第 128 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 149 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 178 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 178 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 203 条

介護老人福祉施設：□第 42 条、□第 54 条 (第 42 条準用)

介護老人保健施設：■第 41 条、■第 53 条 (第 41 条準用)

介護療養型医療施設：△第 40 条、△第 54 条 (第 40 条準用)

居宅介護支援：▲第 32 条

介護予防支援：◇第 31 条

平成 27 年度
訪問介護

集団指導資料

平成 28 年 1 月 21 日（木）

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、訪問介護事業に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・・・ P.27～43 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ 〃 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ 〃 では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
居宅サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年厚生省告示第36号）
介護予防サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護よぼうのための効果的な支援の方法に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

2. 実地指導における主な指摘事項

(1) 人員に関する基準

訪問介護員等の員数

×サービス提供責任者が、事業所に併設する高齢者向け住宅の従業者を兼務している。

- ・常勤専従として届け出されているサービス提供責任者が、併設する高齢者向け住宅の従業者を兼務していたため、専ら訪問介護に従事するものを充てるよう指導しました。
- ・管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。また、常勤のサービス提供責任者は、利用者に対する訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所に従事することができますが、併設する住宅の業務に従事することはできません。
- ・サービス提供責任者は、円滑なサービスに提供できるよう、訪問介護計画を作成したり利用者や介護支援専門員との調整を行ったりするなど、訪問介護の「要」としての役割を担います。適切な人員配置をしてください。

★基準条例第6条第2項～第5項（◆基準省令第5条第2項～第5項）一部抜粋

第2項 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数を40で除して得た数以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

第3項 利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第4項 サービス提供責任者は、介護福祉士又は指定居宅サービス等基準省令第5条第4項の厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

第5項 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を50で除して得た数以上とすることができる。

◇解釈通知第三の一の(2)①のハ

指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。

管理者

×訪問介護員との兼務において管理業務に支障がないとは言えない。

×管理者が、離れた場所にある他の訪問介護事業所の管理者を兼務している。

- ・管理者が訪問介護員等としての職務に従事する場合に、サービス提供を行う時間が大半を占めており、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準を遵守させるための指揮命令が適切に行われていない事業所が確認されました。そのため、管理者としての業務を適正に実施することができる人員配置とするよう指導しました。
- ・訪問介護事業所の管理者が、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等ではない、離れた場所にある他の事業所の管理者や施設等の職務を兼務している事例がありましたので、基準上認められる勤務状況に是正するよう指導しました。

★基準条例第7条（◆基準省令第6条）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

◇解釈通知第三の一の1（3）

指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。

- ① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、たとえば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

(2) 設備に関する基準

設備及び備品等

×相談室がいつの間にか物置になっていた。

- ・指定申請時に当初設置されていた相談室が、その後物置となってしまう、事業所として必要な設備である相談室が設けられていない状態のまま運営が継続されている事例が認められました。利用者が訪れる機会は少ないと思われませんが、基準上において相談室の設置は必要であるため、再度相談室を確保するよう指導しました。
- ・相談室については、利用者の個人情報を守られるよう、極力視界や音が遮断される個室空間であることが望ましいですが、区画等により個室を確保できない場合には、パーティション等を用いて視界が遮られるような工夫をする必要があります。

★基準条例第8条第1項（◆基準省令第7条第1項）

指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

◇解釈通知第三の一の2（2）

事務室又は区画については、利用申し込みの受け付け、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 運営に関する基準

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- ×新たに更新されたケアプランの内容を確認していない。
- ×ケアプランに位置付けられていないサービスを提供している。
- ×ケアプランでは週1回行うと位置付けられているが、実際は週2回提供している。
- ×利用者が入浴（全身浴）を拒否しており、その代わりにケアプランに位置付けがない清拭を行い、報酬請求をしていた。

- ・ケアプランの短期目標の期間が切れており、更新されたケアプランの内容を把握しないままサービスを継続しているため、早急にケアプランを確認するよう指導しました。
- ・ケアプランに沿った訪問介護を提供しなければなりませんので、短期目標の更新時には必ずケアプランの内容を確認した上で、サービス提供を行ってください。
- ・ケアマネジャーに相談せずに事業所が勝手に判断し、利用者から求められたサービスの内容を提供し、報酬請求を行っている事例が認められました。ケアプランに位置付けられているサービスの内容以外は、提供することができません。そのため、利用者の必要

とするサービスの内容が、既に作成されているケアプランの内容と異なる場合は、速やかに担当のケアマネジャーと連携し、必要な情報提供を行うとともに、ケアプラン等の変更の援助を行ってください。

★基準条例第 17 条（◆基準省令第 16 条）

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（法施行規則第 6 4 条第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

利用料等の受領

×支給限度基準額を超えた場合に自費によるサービスを提供しているが、法定代理受領サービスよりも安価な料金を設定している。

- ・利用者の支給限度基準額を超えて、訪問介護サービスと同様の内容のサービスを自費サービスとして提供する場合に、法定代理受領サービスよりも安価な料金でサービスを提供している事例が確認されたため、是正するよう指導しました。
- ・法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護にかかる費用の額の間不合理な差額を設けてはなりません。
- ・利用者の自費により介護保険における訪問介護サービスと同様の内容のサービスを提供する場合には、法定代理サービスによる自己負担分と保険料負担分を合わせた 10 割の額を利用者に請求する必要があります。
- ・利用者が恒常的に支給限度基準額を超えたサービスを必要としている場合には、要介護認定の見直し等を検討する必要があります。必要に応じて、居宅介護支援事業所へ連絡するとともに、利用者又はその家族に区分変更の申請を助言してください。

★基準条例第 21 条第 1 項及び第 2 項（◆基準省令第 20 条第 1 項及び第 2 項）

第 1 項 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第 2 項 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

◇解釈通知第三の一の 3 (10) ②

同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規定とは別に定められていること。

ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

訪問介護計画の作成

×訪問介護計画を作成せずに、サービスの提供が行われている。

×実際に提供しているサービスが、訪問介護計画に位置付けられていない。

×アセスメントが不十分であり、提供されているサービスの必要性が確認できない。

- ・訪問介護計画を作成していない、訪問介護計画を作成しているもケアプランに位置付けられているサービス内容に乖離があるため、ケアプランとの整合性が取れた訪問介護計画を作成し、利用者にとって必要のあるサービスを訪問介護計画に盛り込むよう指導しました。
- ・同一法人が運営している訪問介護事業所の間で事業所を変更した利用者について、訪問介護計画を作成していないため、サービスの提供の開始前に訪問介護計画を作成するよう指導しました。同一法人の運営であっても、改めて利用者の心身状況等を踏まえて、訪問介護計画を作成してください。
- ・訪問介護計画の作成に当たってアセスメントを行っていない、初回の計画作成時のみアセスメントを実施している、アセスメントを行っているも不十分であることから、適正にアセスメントを行うよう指導しました。
- ・アセスメントでは、利用者の状況を把握するだけでなく、利用者が自立した生活を送るために解決すべき問題点や課題についても分析する必要があります。
- ・アセスメントは、適切なサービス内容や提供回数であるか、サービスを位置付ける根拠となるものです。そのため、ケアマネジャーからの情報だけでなく、訪問介護を提供するに当たっての、より細やかなアセスメントが必要です。
- ・家族の介護能力や稼働状況についても、事前に十分な聞き取りを行い、利用者の日常生活全般の状況を十分に把握してください。

★基準条例第 25 条第 1 項～第 5 項（◆基準省令第 24 条第 1 項～第 5 項）

第 1 項 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

第 2 項 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

第 3 項 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

第 4 項 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

第 5 項 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

◇解釈通知第三の一の 3 (13) ①～⑤

- ① サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たって、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。
- ② 訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ③ 訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ④ 訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。なお、訪問介護計画は、2年間保存しなければならない。
- ⑤ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

勤務体制の確保等

×勤務表は作成していたが、日々の勤務時間や常勤・非常勤の別が不明確であった。

×訪問介護事業者として、訪問介護員等が参加する研修の機会を確保していなかった。

- ・訪問介護事業所においては、月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしなければなりません。勤務表は作成しているものの、これらの勤務の体制が定められていなかったため、勤務表に必要な事項を盛り込むよう指導しました。
- ・訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しなければなりません。訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであるとされていることから、事業者として研修の体制を整えることはサービスの質の向上に繋がります。

★基準条例第 32 条第 1 項及び第 3 項（◆基準省令第 30 条第 1 項及び第 3 項）

- 第 1 項 指定訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 第 3 項 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

◇解釈通知第三の一の 3 (19) ①及び③

- ① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。③ 当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

衛生管理等

×マスクやプラスチック手袋等の備品を、利用者に用意させたり訪問介護員に購入させたりしている。

- ・感染予防のために必要なマスクやプラスチック手袋等の備品を、利用者に購入させているため、事業者が準備するよう指導しました。
- ・住宅に併設している事業所では、衛生用品を訪問介護の事務室ではなく、住宅の保管庫に備えている事例が認められました。訪問介護で使用する備品については、訪問介護の事務室内で管理し、必要に応じて訪問介護員に持参させてください。
- ・従業者の清潔の保持及び健康状態について、備品等を含めて衛生的な管理に努めることが事業者の責務です。原則として、マスクやプラスチック手袋等の備品は事業者が備

えなければなりません。

★基準条例第 33 条第 1 項及び第 2 項（◆基準省令第 31 条第 1 項及び第 2 項）

第 1 項 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

第 2 項 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

◇解釈通知第三の一の 3（20）

指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

秘密保持等

×業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、従業者が退職後も秘密を漏らすことのないよう取り決めをしていない。

×サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合に、利用者の同意は得ていたが、利用者家族の同意を得ていない。

- ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を漏らすことのないよう、事業者は必要な措置を講じなければなりません。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意が必要であり、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意が、あらかじめ必要となります。そのため、同意書の同意欄には、「利用者」欄と「家族」欄の両方を設けてください。なかには、「代理人」欄に、家族の同意を得ている事例が認められますが、当該欄はあくまでも利用者の代理人に同意を得るためのものなので、別に「家族」欄を設けて同意を得てください。

★基準条例第 35 条第 1 項～第 3 項（◆基準省令第 33 条第 1 項～第 3 項）

第 1 項 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第 2 項 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、

必要な措置を講じなければならない。

第3項 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

◇解釈通知第三の一の3 (21) ①～③

- ① 指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。
- ② 指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、たとえば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通して利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

苦情処理

×「サービスの提供の記録」には、サービス提供中に利用者から苦情を受けた旨記載されていたにもかかわらず、当該苦情の内容を記録に残していない。

- ・苦情を受け付けているにもかかわらず、記録を残していない事例が確認されたので指導しました。利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、事業所として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、その記録を2年間保存しなければなりません。
- ・過去に苦情を受けたことがないという理由から、苦情受付の書式を作成していない事業所も散見されました。苦情を受けた際に、速やかに記録できるよう、まだ苦情を受けていなくても苦情受付用の書式を用意するようお願いします。

★基準条例第38条第1項及び第2項（◆基準省令第36条第1項及び第2項）

第1項 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

◇解釈通知第三の一の3 (23) ①及び②

① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。

また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。

なお、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

事故発生時の対応

×事故報告を要する事故が発生した場合に、札幌市へ報告していない。

×事故の事実経過、事故の原因分析及び今後の改善策等について記録していない。

- ・札幌市へ事故報告を要する事故があったにもかかわらず、事故報告書を提出していないため、早急に報告を行うよう指導しました。
- ・「札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱」に定める、報告を求める事故等、札幌市へ報告すべき事故については、事故報告書を提出しなければなりません。事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、出来るかぎり詳細に記録してください。
- ・服薬介助の際に発生した服薬漏れについて、札幌市へ事故報告書を提出していない事例が認められます。骨折や打撲等の医療機関を受診した事故だけでなく、誤薬等についても報告が必要となりますので、ご注意ください。

★基準条例第40条第1項～第3項（◆基準省令第37条第1項～第3項）

第1項 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、本市及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

第3項 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(4) 介護報酬の算定及び取扱い

訪問介護の所要時間

× 2時間未満の間隔で行われた訪問介護を、それぞれの所要時間で請求している。

- ・ 訪問介護の所要時間が、2時間未満の間隔で行われているにもかかわらず、それぞれの所定単位数を算定しているため、合算した所要時間により請求するよう指導しました。
- ・ 訪問介護のサービス性質上、在宅である要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、一連のサービスを複数回に区分して行うことは適切ではありません。前回提供した訪問介護から、おおむね2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算してください。

◇解釈通知第二の2(4)③

訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）。

ただし、解釈通知第二の2(5)①の規定に該当する場合（頻回の訪問を行うことができる場合）は、上記の規定に関わらず、20分未満の身体介護中心型について、前回提供した指定訪問介護から2時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定するものとする。

20分未満の身体介護の算定について

× 20分未満の身体介護中心型と連続して、生活援助を算定していた。

- ・ 緊急時訪問介護加算を算定する場合を除き、20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合に、引き続き生活援助を行うことは認められません。

◇解釈通知第二の2(5)②

20分未満の身体介護中心型については、下限となる所要時間を定めてはいないが、本時間区分により提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。

また、いずれの時間帯においても20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活援助を行うことは認められない（緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く。）ことに留意すること。

介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事

業所の減算について

×初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しているが減算していない。

・初任者研修課程修了者をサービス提供責任者を配置している事業所は、報酬請求の際に減算を行わなければなりません。この要件は暫定的なものであり、当該者を配置する訪問介護事業所においては、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努める必要があります。

◇解釈通知第二の2（10）①及び②

① 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚労省老人保健福祉局企画課長通知）において、「サービス提供責任者の任用要件として、「3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了した者」（介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者を除く。）を定めているところであるが、この要件については暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。以下同じ。）であるサービス提供責任者を配置する事業所に係る訪問介護費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定訪問介護事業所は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。

② 本減算は、1月間（暦月）で1日以上、介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置している事業所について、当該月の翌月に提供された全ての指定訪問介護に適用となること。ただし、当該サービス提供責任者が月の途中で介護福祉士（介護福祉士試験の合格者を含む。）又は実務者研修を修了（全カリキュラムを修了している場合、必ずしも修了証明書の交付を求めない。）した者（以下介護福祉士等という。）となった場合については、翌月から減算は適用されないこと。また、配置時点で介護福祉

士等である者についても、本減算の適用対象者とはならないこと。

指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者

に対する取扱い

×有料老人ホームに併設された訪問介護事業所が、当該有料老人ホームの入居者にサービスを提供していたが、減算していなかった。

×サービス付き高齢者向け住宅と公道を隔てた敷地に併設している事業所が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者にサービスを提供していたが、減算していなかった。

- ・訪問介護事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは同一建物に居住する利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定してください。
- ・離れた場所にある建物についても、同一の建物に1月当たりの利用者が20人以上居住する場合は、同様に減算の対象となります。
- ・減算の対象となる建物は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅です。なお、未届けであっても実態が備わっていれば有料老人ホームとして取り扱うこととなっているため、有料老人ホームの要件に該当するものであれば、当該集合住宅減算の対象となります。
- ・上記の要件を満たしている場合には、自主的に減算してください。実地指導等で確認された場合には、過誤調整の対象となります。

◇解釈通知第二の2（11）①及び②

① 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の定義

「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下「有料老人ホーム等」という。）及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

② 同一の建物に20人以上居住する建物の定義

イ 「当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の有料老人ホーム等を指すものであり、当該有料老人ホ

ーム等に当該指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除し得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

特定事業所加算

- ×定期的に開催している会議に、一部の介護職員が出席できていない。
- ×サービス提供責任者から訪問介護員に対する伝達が、毎回のサービス提供開始前に行われていない。
- ×訪問介護員から受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存していない。

- ・一部の訪問介護員が会議に出席していなかったため、いくつかのグループ別に分かれて会議を開催する等、職員全員が情報を共有できる体制を整えるよう指導しました。加算の算定には、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的として、全ての訪問介護員等が参加する会議を定期的に開催する体制が必要です。
- ・研修は毎月実施しているものの、すべての訪問介護員等とサービス提供責任者について同じ研修内容となっており、個別具体的な研修の体制が整えられていないため、職員のスキル等に応じて、それぞれに個別具体的な研修の目標、内容等を定めるよう指導しました。
- ・サービス提供責任者は訪問介護員に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達した上で、サービスを提供する体制が求められます。また、サービス提供責任者は、訪問介護員から受けるサービス提供終了後の報告内容について、必ず文書で記録を残してください。

◇解釈通知第二の2（17）①のイ及びロ及びハ（抜粋）

①のイ 「訪問介護員等ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

①のロ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」とは、サー

サービス提供責任者が主催し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは概ね1月に1回以上開催されている必要がある。

①のハ 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の同行を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。また、サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の間での引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることでも可能である。

また、訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存しなければならない。

介護職員処遇改善加算について

×介護職員処遇改善加算を訪問介護員の制服代に充てていた。

×キャリアパス要件の内容について、全ての介護職員に周知していない。

- ・介護職員処遇改善加算を、介護職員の賃金改善以外の用途で使用しているため、是正するよう指導しました。
- ・介護職員処遇改善加算は、介護職員の賃金改善に充てる加算であり、基本給、手当、賞

与等の改善を実施するためのものです。賃金改善の実施は、事前に策定した計画のとおり行ってください。また、事業所が満たすキャリアパス要件については、全ての介護職員に周知することが加算の要件のひとつです。

◇解釈通知第二の2（21）

別途通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔平成27年3月31日老発0331第34号〕2（2）①及び③

① 賃金改善の考え方について

介護サービス事業者等は、加算の算定に額に相当する介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、7（2）特別事情届出書の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

③ 賃金改善に係る留意点

加算を取得した介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する賃金改善の実施と合わせて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取り組みに要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意すること。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、平成26年度及び平成27年度に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても介護サービスの質の向上の取り組みをお願いします。

訪問介護計画の作成

- ・住宅型有料老人ホームと併設している事業所において、当該住宅の入居とともに訪問介護サービスの提供を開始する場合に、入居前に居宅での生活の状況をアセスメントした上で、すでに訪問介護計画を作成している。その後、居宅と有料老人ホームという環境の違いにより利用者の状態が変化する可能性が高いとの認識に立ち、入居後は速やかに、改めてアセスメントを行っており、必要に応じて訪問介護計画の変更等を検討するよう工夫していた。
- ・事業所で使用しているアセスメントシートは、3回目のアセスメントまで同じ用紙で上書き記載が可能な様式となっており、前回のアセスメント時から利用者の状況や環境の変化が一目で確認できるよう工夫されていた。

初回加算

- ・初回加算を算定するに当たり、サービス提供責任者が同行訪問した場合に、通常のサービス提供記録とは別に、「同行訪問」という記録も残しており、算定要件を満たしているか否かが一目でわかるよう工夫されていた。

特定事業所加算

- ・特定事業所加算を算定するにあたり、体制要件の一つである「文書等による指示及びサービス提供後の報告」を満たすため、サービス提供責任者は利用者全員分の特変事項や指示項目が一目でわかる「平成27年〇月〇日サ責からの申し送り」という表を毎日作成している。訪問介護員は、サービス提供前にその表に目を通すよう徹底しており、次にサービス提供に入る職員が漏れなく指示事項等を確認できるよう工夫がなされていた。

平成 27 年度
訪問入浴介護

集団指導資料

平成 28 年 1 月 21 日 (木)

札幌市保健福祉局 介護保険課 (事業指導担当)

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、訪問介護事業に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・ P.46～51 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ 〳 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ 〳 では、◇印で記載しています。

その他の法令等・・・・・・ 〳 では、▲印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
居宅サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年厚生省告示第36号）
介護予防サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護よぼうのための効果的な支援の方法に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

2. 実地指導における主な指摘事項

(1) 運営に関する基準

指定訪問入浴介護の具体的取扱方針について

×事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充ててサービスを提供している。

- ・事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充てることはできません。
- ・利用者の身体の状況が安定している等という理由から、入浴により利用者の身体の状況に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。
- ・「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治の医師に確認してください。あわせて、利用者の身体の状況等を踏まえて、次に主治の医師の意見を確認すべき時期についても把握してください。
- ・主治の医師の意見、その確認方法、日付等について、記録が不足している事例がありました。必要な情報は、支援経過表等に必ず記録してください。

★基準条例第54条第4号 (◆基準告示第50条第4号)

指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることのできる。

緊急時等の対応

×協力医療機関を定めていない。

×緊急時対応マニュアルはあるが、従業者に周知されていない。

- ・訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者の状態が急変した場合には、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う必要があります。
- ・緊急時に円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくことが大切です。また、協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいです。
- ・緊急時対応マニュアルが、有効活用できるよう事業所内会議や研修で従業者に周知されていないため、緊急時に対応できるよう従業者への周知徹底を指導しました。利用者の

主治医や家族の緊急連絡先についても、それを確認して整備することが目的ではありません。緊急時の対応については、定期的に確認を行うようにしてください。

★基準条例第55条 (◆基準告示第51条)

訪問入浴介護事業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

◇解釈通知第3の2の3の(3)

訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については次の点に留意するものとする。

- ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。
- ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

運営規程

×運営規程に掲げるべき事項が不足している。

- ・基準に規定されている事項に足りない項目があったため、不足なく内容を定めるよう指導しました。
- ・運営規程は、訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問入浴介護の提供を確保するため、事業所ごとに定めることが義務付けられています。
- ・「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、利用者が訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。利用者の安全なサービス提供のため、必要な内容を盛り込んでください。

★基準条例第57条 (◆基準告示第53条)

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの地用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

(2) 介護報酬の算定及び取扱い

利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取扱い

×医師の意見を踏まえ、介護職員3人（介護予防訪問入浴介護の場合は2人）が訪問入浴介護を提供するとしていた場合に、事業所の都合で介護職員の代わりに看護職員を充てた場合について、所定単位数を算定していた。

- ・主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人（介護予防訪問入浴介護の場合は2人）が訪問入浴介護を行うこととしている場合に、事業所の都合で介護職員に代わり看護職員が訪問したときについても、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定する必要があります。

◇解釈通知第2の3（2）

訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。

利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い

- ×キャンセル等によりサービスを提供しなかった場合にも算定している。
- ×全身入浴が困難のため清拭や部分浴に変更した場合にも計画どおり算定している。

- ・訪問入浴介護費は、実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できません。ただし、利用者の希望により、清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定できます。
- ・訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めてください。
- ・サービス内容は、利用者の希望を踏まえて変更する必要があります。訪問時には利用者の心身の状況を十分に観察し、利用者の希望や看護職員の判断について、サービスの提

供の記録等に残すようにしてください。

◇解釈通知第2の3（3）

実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定できる。

訪問入浴介護と訪問介護の同時利用

×訪問入浴介護を行っている時間帯に、別の訪問介護事業所の訪問介護員が生活援助を提供している。

・利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とします。訪問入浴介護により入浴を行っている時間帯に、訪問介護による「家事援助」の提供を受けるなど、同一時間帯に異なるサービスを提供することは基本的に認められません。

▲介護報酬に係るQ&A（vol. 2）（平成15年6月30日発出）

問3 訪問入浴介護と訪問介護の同時利用

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況は介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

訪問入浴介護は看護職員1人と介護職員2人の3人体制による入浴介助を基本としており、当該訪問入浴介護従業者とは別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に対して入浴その他の介助を行った場合には別に訪問介護費を算定できない。

指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利

用者に対する取扱い

×有料老人ホームに併設された訪問介護事業所が、当該有料老人ホームの入居者にサービスを提供していたが、減算していなかった。

×サービス付き高齢者向け住宅と公道を隔てた敷地に併設している事業所が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者にサービスを提供していたが、減算していなかった。

- ・訪問入浴介護事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは同一建物に居住する利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定してください。
- ・離れた場所にある建物についても、同一の建物に1月当たりの利用者が20人以上居住する場合は、同様に減算の対象となります。
- ・減算の対象となる建物は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅です。なお、未届けであっても実態が備わっていれば有料老人ホームとして取り扱うこととなっているため、有料老人ホームの要件に該当するものであれば、当該集合住宅減算の対象となります。
- ・上記の要件を満たしている場合には、自主的に減算してください。実地指導等で確認された場合には、過誤調整の対象となります。

◇解釈通知第二の2 (11) ①及び②

① 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の定義

「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下「有料老人ホーム等」という。）及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

② 同一の建物に20人以上居住する建物の定義

イ 「当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の有料老人ホーム等を指すものであり、当該有料老人ホーム等に当該指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除し得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、平成26年度及び平成27年度に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても介護サービスの質の向上の取り組みをお願いします。

事故発生時の対応

- ・事故報告には、「利用者の状況・反応」「家族に連絡がつかなかった際の対応」「ケアマネジャーへの報告」「事業所内における周知」等の項目ごとに記載する欄が設けられており、事故発生時の対応について記載漏れが起きにくい様式になっている。

平成 27 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

集团指導資料

平成 28 年 1 月 21 日 (木)

札幌市保健福祉局 介護保険課 (事業指導担当)

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・・・ P.54～64 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ 〃 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ 〃 では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
地域密着型サービス	★ 基準省令	札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第9号）	
	◆ 基準省令 告示	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
	◇ 解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号）

2. 実地指導における主な指摘事項

(1) 基本方針

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

×事業所の所在地と別の場所にある高齢者住宅において、当該住宅の利用者へのサービス提供を行う職員の出勤管理や記録の保管、利用申込の対応等を行っており、また、職員も事業所ではなく当該住宅内に常時待機しているなど、実質的にサテライト事業所として運営を行っていた。

- ・札幌市では、すでに市内全区に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が存在しているという地域の実情に応じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のサテライト拠点を設置することについて認めておりません。実態として、サテライト拠点としての体を為している場合も、その状態を解消するよう指導しています。
- ・平成27年度の制度改正により、事業所と同一建物に居住する利用者に対してサービスを提供した場合、同一建物減算（月600単位）が適用されることとなりました。サテライト拠点から同一建物内の利用者に対してサービス提供を行っていた事例についても、同様に同一建物減算の対象となることから、実地指導時に過誤調整するよう求めました。

◇解釈通知第三の一の1(2)⑥(抜粋)

1の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は1の事務所であることが原則であるが、地域の実情に応じて、第2[総論]の1に規定する一体的なサービス提供の単位として、本体となる事務所と別の事務所(「サテライト拠点」)を併せて指定を行うことは差し支えない。例えば、事業の実施圏域が広範にわたる場合に、サテライト拠点を置くことが想定されるものである。

(2) 設備に関する基準

設備及び備品等

×利用者の情報を、訪問記録として適切に蓄積また更新しておらず、事業所が一元的に管理する体制となっていない。また、オペレーター等が随時更新された利用者情報を常時閲覧できるような体制が確保されていない。(利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等を備えない事業所の場合)

- ・ サテライト拠点を設け、介護記録を当該拠点に保管するなどしているため、事業所にいるオペレーターが随時更新された利用者情報（特変事項以外も含む）や利用者宅の訪問状況等を把握できていない事例があったため指導しました。

★基準条例第9条（◆基準省令第3条の6）（抜粋）

- ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。
 - 一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
 - 二 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等

（3）運営に関する基準

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成

- ×ケアプランや定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に位置付けのない時間帯での定期巡回サービスの提供や、そもそも計画に位置付けのないサービス（見回り、起床介助等）を定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスとして提供している。
- ×ケアプランで定めた目標期間を超過した期間で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標期間を設定している。
- ×利用者へのサービス提供内容が、どの利用者についても画一的なものとなっている。
- ×服薬管理等、本来は訪問介護サービスでも対応可能と思われるサービスについて、訪問看護サービスでの位置づけが行われている。また、電池交換等、介護保険サービスとして適切でないと思われるようなサービスを定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスで位置付けている。
- ×訪問看護を利用していない利用者について、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタリングが実施されていない。
- ×アセスメントに関する記録が、利用者のバイタルやサービス内容の記録のみであり、適

切なアセスメントが行われていることが確認できない。

×定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が更新されていない利用者がいる。

×定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者家族氏名で同意を得ていたり、従業者に代筆で署名を得ていたりしている。

- ・サービス提供にあたっては、ケアプラン及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、計画に位置付けられた内容（援助内容、実施頻度、実施時間等）でサービス提供を行うこととし、また、ケアプランと定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画とで、内容（目標期間等）について著しく整合性を欠くことのないよう指導しました。
- ・計画作成・提供にあたっては、介護保険サービス上、個別の利用者ごとに必要とされるサービスのみを計画に位置付けたうえで、サービス提供するよう指導しました。
- ・訪問看護サービスの利用者のみならず、訪問看護サービスの利用がない利用者についても看護職員による定期的な（概ね1月に1回）アセスメント及びモニタリングを行うよう指導しました。
- ・今後のサービス提供内容を見直す機会となるので、効果的な内容となるアセスメントを実施するよう指導しました。
- ・アセスメントを踏まえ、適宜、適切に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を更新するとともに、更新された計画に基づいてサービス提供を行うよう指導しました。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者による同意及び同意署名を得るよう指導しました。

★基準条例第27条（◆基準省令第3条の24）（抜粋）

- ・計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した計画（以下この条及び第43条第2項第1号において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」という。）を作成しなければならない。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容並びに利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことがで

きるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成しなければならない。

- ・計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- ・計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、その実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。

◇解釈通知第三の一の4 (16) ③ (抜粋)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービスを利用しない者であっても、保健師、看護師又は准看護師による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならないこととしたものである。ここでいう「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施するものとする。なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りるものである。

サービスの提供の記録

- ×サービス提供時の利用者の心身の状況や様子に関する具体的な記録がない。
- ×実際に提供しているサービスにもかかわらず、サービス提供記録として記録がされていない。
- ×随時訪問サービスについては、提供記録が残っているが、定期巡回サービスに関する記録が残されていない。

- ・サービス実施状況のみでなく、利用者の心身の状況や様子についても、気付いたことについて可能な限り記録を残すよう指導しました。
- ・実際に提供したサービスについては必ず記録を残すこととし、定期巡回サービスについても、レ点チェック程度であっても、日々実施していることがわかるよう記録を残すよう指導しました。

★基準条例第21条 (◆基準省令第3条の18) (抜粋)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介

護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

◇解釈通知第三の一の4 (11) ② (抜粋)

当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

勤務体制の確保等

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所としての勤務表において、訪問介護員等の勤務時間に、併設の住宅職員として勤務する時間も含まれている。

・訪問介護員等自身が、その都度、利用者に提供しているサービスが何であるかを把握できなくなるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所従業者としての勤務時間を明確にし、適切にサービス提供できるよう勤務体制を定めておくよう指導しました。

★基準条例第33条 (◆基準省令第3条の30) (抜粋)

・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

◇解釈通知第三の一の4 (21) ①

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

提供拒否の禁止

×事業の実施地域内であったにもかかわらず、併設住宅入居者の利用は受け入れる一方で、地域の在宅の利用については、訪問介護員等の人員不足を理由に利用を断っていた。

・事業の実施地域内であるにも関わらず、住宅入居者及び在宅利用者の別を以て、人員不足のみを理由としてサービスの提供拒否をすることは、正当な理由とは言えないため、これを改めるよう指導しました。

★基準条例第 11 条 (◆基準省令第 3 条の 8)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がなく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

◇解釈通知第三の一の 4 (2)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合である。

【参考】地域との連携等

★基準条例第 40 条 (◆基準省令第 3 条の 37)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

指定居宅介護支援事業者等との連携

×支援経過記録やサービス担当者会議録等の記録がない利用者がある。

・サービス担当者会議録等がなく、サービスを開始するに至った経緯やサービスの必要性等について確認できない利用者がいたため、居宅介護支援事業者と密接な連携に努め、サービス提供の根拠となる書類等の整備、確認をしておくよう指導しました。

★基準条例第 16 条第 1 項 (◆基準省令第 3 条の 13)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

◇解釈通知第三の一の 4 (6) (抜粋)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は利用者の在宅生活の継続のための総合的な支援を、日々の定期巡回サービス等の実施により継続的に把握される利用者の心身の状況に応じて柔軟に行うサービスであることから、その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければならないこととしたものである。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針

×利用者宅(居室)の合鍵を預かる場合の同意等について、文書で整備していない。

×併設の「住宅」として、合鍵を預かる場合の同意を入居者である利用者から得ているが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」として、同意を得ていない。

・利用者から合鍵を預かる場合、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所として(「住宅」としてのものとは別)、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していなかったため、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所として交付するよう指導しました。

★基準条例第 25 条第 9 項 (◆基準省令第 3 条の 22)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。

管理者等の責務

×事業所の所在地と別の場所にある高齢者住宅において、当該住宅の利用者へのサービス提供を行う職員の出勤管理を当該住宅のリーダー職員が行っており、管理者による一元

的な業務管理が行われていない。

・サテライト拠点に直行直帰で勤務している訪問介護員等について、事業所にいるオペレーターがその出勤・勤務状況を随時確認できておらず、適切なサービス提供を実施できているか把握できていないことがあったため、管理者として一元的な業務管理を行うよう指導しました。

★基準条例第31条第1項・第2項（◆基準省令第3条の28）

- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

地域との連携等

×「介護・医療連携推進会議」が概ね3か月に一度開催されていない。

×介護・医療連携推進会議の会議録が書類保管庫内に保管されたまま、公表されていない。

・サービス提供にあたり、利用者、利用者家族、地域住民の代表者等により構成される「介護・医療連携推進会議」を設置し、概ね3か月に1回以上、サービス提供状況を報告、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるよう指導しました。また、会議録についても、会議参加者へ送付、事業所内に掲示等するよう指導しました。

★基準条例第40条（◆基準省令第3条の37）

- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(4) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する 基準の特例

指定訪問看護事業者との連携

×連携内容等を含めた契約が結ばれていることを確認できる書類(契約書、覚書)がない。
×連携内容に、「利用者に対するアセスメント」及び「医療・介護連携推進会議への参加」について盛り込まれていない。

・訪問看護事業者と連携をする場合(連携型)、基準上求められている連携内容(利用者に対するアセスメント等)について定め、連携先と取り交わした契約書(同一法人の場合は覚書)を整備しておく必要がありますが、整備されていない事業所がありましたので指導しました。

★基準条例第45条 (◆基準省令第3条の42)

- ・連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。
- ・連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者(以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。
 - 一 第27条第3項に規定するアセスメント
 - 二 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - 三 第40条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
 - 四 その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

(5) 介護報酬の算定及び取扱い

サービス提供体制強化加算 I

×サービス提供体制強化加算 I を算定するにあたっては、加算要件の確認において、介護職員の常勤換算数の割合を用いるべきところ、介護職員以外のオペレーターの勤務時間も含めて算出を行っている。

- ・加算要件の職員の割合の算出に当たり、介護職員以外の職員として勤務していた時間分も含めて算出を行っており、介護職員のみで割合で算出を行ったところ加算要件自体を満たしていないことから、過誤調整するよう求めました。
- ・加算要件の算出根拠となる書類（計算表等）については、いつでも確認可能となるよう、事業所で整備・保管しておくようにしてください。

◇基準省令別表定期巡回・随時対応型訪問介護看護費へ

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。

【参考】厚生労働大臣が定める基準（抜粋）

- (4) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、平成26年度及び平成27年度に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても、介護サービスの質の向上の取り組みをお願いいたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成

- ・居宅サービスに記載のある項目を漏れなく定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載し、毎月担当したヘルパー複数名が利用者に対しての評価を行い、計画作成責任者がそれを集約してケアマネへ報告を行っており、複数の目線に立った客観的な評価がなされていました。
- ・計画の評価内容に「目標の達成度」とは別に、「サービスの過不足」の欄があり、サービスの「不足」だけではなく、「過剰」を記載する項目もあり、提供しているサービスが利用者の自立を妨げないように都度検討した上で次期計画を作成する工夫がなされていました。

平成 27 年度
夜間対応型訪問介護

集団指導資料

平成 28 年 1 月 21 日 (木)

札幌市保健福祉局 介護保険課 (事業指導担当)

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、夜間対応型訪問介護事業に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・ P.67～68 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・ 〃 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・ 〃 では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
地域密着型サービス	★ 基準省令	札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第9号）	
	◆ 基準省令 告示	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
	◇ 解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号）

2. 実地指導における主な指摘事項

(1) 運営に関する基準

夜間対応型訪問介護計画の作成

×介護度が重く、容態変化が想定される利用者について、夜間対応型訪問介護計画の目標期間を2年間で設定している。

・適宜、計画の見直しを行う機会を設けるために、計画の目標期間については1年程度で具体的な期間を設定するよう指導しました。

★基準条例第53条第1項・第5項（◆基準省令第11条）

- ・オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等。以下この条及び第55条第3項において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した計画（以下この条及び第59条第2項第1号において「夜間対応型訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。
- ・オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、その実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、平成26年度及び平成27年度に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても、介護サービスの質の向上の取り組みをお願いいたします。

勤務体制の確保等

- ・事業所の従業員は内外問わず研修に積極的に参加しているが、それとは別に、毎年従業員毎に「個人年間研修予定」を作成させて、従業員の自主研修の機会を作らせることで、自主的にサービスの質の向上を促すための仕組みづくりがなされていた。